

復興大臣田中和徳 国政報告書第313号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



民法が120年ぶりの大幅改正

1. 民法・債権分野の大幅改正

民法・債権分野の概要と、大幅改正に至った理由

債権分野：民法の内、契約や約束に関するルールを定めた分野
(例)モノの売買、マンションの賃貸、連帯保証契約、など

民法の債権分野は、制定から約120年、ほぼ改正されてこなかった。
その結果、条文を現代に即した内容へと改める必要が生じた。
そこで、2017年に大幅改正がなされ、2020年に施行された。

2. 民法の主な改正点：個人保証人の保護

日本では、債務（≡借金）の連帯保証による自己破産が後を絶たない。
そのため、個人保証人に対する法的な保護を充実させる必要がある。

個人保証人に関する改正点

- ① 企業が第三者を保証人にする場合、公正証書（※）を必要とする
その際、保証契約を結ぶリスクを認識しているか、公証人が確認する
- ② 保証限度額が定められていない個人根保証契約は、原則無効とする
- ③ 債務者は、自身の財産や所得などを、保証人に伝える義務を負う
- ④ 債権者は、債務者の返済状況を、保証人に伝える義務を負う

※法務省から任命された公証人が作成する公文書。公証人は法律の専門家から選ばれる。

3. 民法の主な改正点：敷金と部屋の原状回復

賃貸マンションなどの敷金と部屋の原状回復に関する問題点

敷金 : 民法には、敷金に関する規定が全くない

原状回復 : 大家と借り主が、それぞれどこまで負担するのか不明確

敷金と原状回復に関する主な改正点

- ① 敷金の定義や返還の義務、返還額に関する規定を明文化する
- ② 原状回復に関して、大家と借り主の負担範囲を下記のように定める
大家 : 畳の色落ち、家具の設置跡など、通常の損耗や経年劣化
借り主 : たばこ汚れ、ペットの爪研ぎなど、借り主の事情による損耗

4. 民法の主な改正点：契約解除に関する改正

債務不履行による契約解除に関する問題点

現状、債務者に不履行の責任がない場合、契約は解除できない

しかし、災害や不慮の事故など、不履行の責任が誰にもない場合まで、契約解除が認められず、債権者が損害を被るのは不当ではないか？

契約解除に関する改正点

債務者に不履行の責任がない場合でも、契約解除を可能にする

ただし、不履行の責任が債権者にある場合は、契約解除を認めない

また、重大な債務不履行でなければ、契約を解除することはできない